

[Box サービス月額版 約款]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1] サービス提供者

本サービスは、マクニカネットワークス株式会社をサービス提供者として提供されます。

[2] サービスの内容

1. お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやり取りを行い業務処理のために利用することができます。
2. クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、別段の定めある場合を除き、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できる場合があるものとします。
3. サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

[3] 対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

[4] ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5] ライセンスおよびパスワード管理

1. 別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、該当する1ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとします。
2. 対象ソフトウェアの基本契約ライセンス数は、5ライセンスとします。ライセンス数の変更が必要な場合は、別途、契約により5ライセンス単位で、これを追加・削除できるものとします。ただし、5ライセンスを下回ることはできないものとします。

[6] サポートサービス

1. サービス規程(Box サービス利用規約)に記載の標準サポートサービス(英語のみ)をご利用いただけます(Web、Eメール、電話)。提供時間帯その他の条件は次のURL(<https://cloud.app.box.com/s/t06kslafnixnt7n6pl5f4qp3z4yh4ozu>)に記載のとおりとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされないことがあります。日本語でのサポートおよび標準サポートサービス時間外でのサポート(英語)をご希望のお客様は別途サポートオプション(有償)をご契約いただくことにより提供可能です。
2. サポートサービスの内容・提供時間、その他提供条件等は JBCC またはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

[7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。

[8] サービス料金

1. 利用料
(1) 本サービスの利用料は「月額固定制」とし、日割り計算はされないものとします。
(2) サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。
(3) 本サービスの利用料は、契約期間の更新の際に、JBCC からの通知により変更されることがあるものとします。通知日以降も本サービスの利用を継続することをもって、お客様は当該変更へ同意したものとみなされるものとします。
2. その他料金
前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[9] サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程(契約約款、規約、サービス詳細資料等の契約条項)は、次のURLに定めるとおりとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。

Box利用規約 : <https://legal.app.box.com/v/BSAv05242018JPN>

[10] サービス契約期間

本サービスの契約期間はサービス開始日から1年間とし、お客様からJBCCに対しては契約期間満了の45日前迄に、JBCCからお客様に対しては契約期間満了の30日前迄に書面による契約終了の申入れがない限り、本サービスは1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

特則条項

[サポートオプション(特則)]

[11] サポートオプションの利用に関する特則

1. サービス明細にて「マクニカBoxサポートデスク」を選択の場合、サービス提供者によりサポートオプションが提供されます。サポートオプションの内容は以下Box エンドユーザー向けサポートサービス約款に記載のとおりとします。
2. サービス提供者は、次のURLに記載のサービス規程に従いサポートオプションを提供するものとします。
・メールアドレス: box-support@cs.macnica.netSupport
3. サポートオプションを選択するためには、5ライセンス以上の契約が必要となります。

[Hakonnectオープンサービス(特則)]

[12]Hakonnectオープンサービスの利用に関する特則

1. サービス明細にて「Hakonnectオープンサービス」(以下、「Hakonnectサービス」という)を選択の場合、サービス提供者よりHakonnectサービスが提供されます。
2. お客様は、添付「Hakonnect使用許諾書」の定めに従いHakonnectサービスを利用するものとします。
3. Hakonnectサービスのライセンスは、本サービスにかかるライセンスの1テナントに対して1ライセンス必要となります。
4. Hakonnectサービスについての問合せ窓口は以下のとおりとします。
 - ・メールアドレス: box-support@cs.macnica.netSupport

Box エンドユーザ向けサポートデスクサービス約款

1. 定義

お客様 : マクニカネットワーク株式会社(以下、マクニカ)発行の「Box サービス契約通知書」に記載された「使用権許諾先」企業を指す。

エンドユーザ : 「使用権許諾先」でBox のアカウントを付与されたお客様の従業員を指す。

: ご契約前にBox サービス利用規約(<https://legal.box.com/v/BSAv05242018JPN>)に合意しているものとします。

Box サービス : 米国Box 社(以下、Box 社)が提供するクラウド型のファイル共有ソリューションを指します

※API、Box ソフトウェアおよびユーザーガイドが個別にまたは集成的に含まれます。

API : Box サービスが提供する一定のエンタープライズ機能にアクセスするためにお客様が使用するアプリケーションプログラミングインターフェースを指します。

Box ソフトウェア : Box サービスの一定の特長に関連する一定の機能を利用者が利用できるようにするためのBox 社が提供するソフトウェアを指します。

ユーザーガイド : Box サービスの機能を記載し、Box によりお客様またはその利用者が一般的に利用可能となる、Box のその時点における最新版の書面の文書または電子文書。

2. Box エンドユーザ向けサポートデスクサービス(以下、エンドユーザサポートデスク)

マクニカは、マクニカを通じてBox サービスを購入し、指定の書式にて申込されたお客様のエンドユーザに対して以下のサービスを提供します。

1) エンドユーザがマクニカに対してメールまたは電話で行う質問(Box サービスに関する操作方法、技術的質問、不具合の対処等)に対して、その対処情報(以下、対処情報)を回答します。受付時間は平日の月曜日から金曜日の9時00分から12時00分、および13時00分から17時00分までとします。

2) お客様またはエンドユーザが報告した問題が、最新のBox サービスにおける欠陥であるとマクニカもしくはBox 社が判断した場合、その修正をBox 社が提供するように合理的な努力を実施するものとします。

3. エンドユーザサポートデスクからの除外

以下はマクニカの提供するエンドユーザサポートデスクには含まれません。

1) Box 社がサポートを提供していないBox サービス(マクニカ以外の者が提供したサービスをいう)について、マクニカはエンドユーザサポートデスクを提供しないものとします。

2) 申込書に記載されたエンドユーザ以外(外部コラボレータなど)に対して、マクニカはエンドユーザサポートデスクを提供しないものとします。

3) マクニカの書面による指示を得ることなく、お客様およびエンドユーザが自己の判断でBox サービスを変更する試みに対してマクニカは対処情報を提供しないものとします。

4) Box サービスを利用するデバイス(PC、スマートフォン、タブレットなど)側やネットワーク環境の故障などBox サービスに起因する問題ではないとマクニカが判断した場合、マクニカは対処情報を提供しないものとします。

5) お客様がBox サービスを利用するにあたって適切なソフトウェアやパッチをインストールしていない場合に発生しうる問題に対して、マクニカは対処情報を提供しないものとします。

6) Box サービスに問題が発生した際に他のソフトウェア、デバイス、ネットワーク環境との切り分け作業はお客様またはエンドユーザが行うものとし、マクニカは可能な限りそれに係る情報を提供するように努力をするものとします。

7) マクニカは別途個別の契約を締結しない限り、いかなる場合も現地サポートは行わないものとします。また、マクニカは現地サポートを提供するための個別の契約を締結する義務を負わないものとします。

8) 要件に対しての実現方法(設定方法、AD 連携、API 開発等)に関する対応は、エンドユーザサポートデスクにおけるサポート対象外として別途マクニカが提供する有償構築支援サービスにおいて提供するものとします。

4. エンドユーザの責任

エンドユーザがBox サービスに関する問題を発見した場合、エンドユーザはマクニカがその問題を再現するために十分な情報を提供するものとします。情報が不十分な場合、マクニカは適切な対処情報を提供できない場合があります。

1) エンドユーザは、マクニカが適切な対処情報を提供するために必要な事柄に対して合理的な協力を行うものとします。

2) エンドユーザは、マクニカが提供したすべての解決策、修正、および新しいリリース等の対処情報を、エンドユーザの一切の責任と作業によって正しく適用します。これら解決策、修正および新しいリリース等の対処情報を正しく適用しなかった場合には、Box サービスが使用不可能または不一致になることをエンドユーザは了承し、これによって生じるすべてのリスクはエンドユーザが負うものとします。

3) エンドユーザは、質問する際、マクニカに対して自己の企業名、氏名、及び保守番号を明確に伝えるものとします。

5. 期間

1) エンドユーザサポートデスクの提供期間は、「Box サービス契約通知書」に記載された期間とします。

2) エンドユーザサポートデスクを延長する場合は、お客様はマクニカの定めるBox サービス契約更新料金を契約期間終了日までに支払うものとします。Box サービスおよびエンドユーザサポートデスクに未加入の期間が発生したのち、再度Box サービスおよびエンドユーザサポートデスクを利用する際には未加入期間分の料金を追加してマクニカに支払うものとします。

6. 権利譲渡の禁止

お客様はエンドユーザサポートデスクを受ける権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

7. お客様の名称等の変更

お客様の名称、代表者、住所等に変更があったとき、お客様は速やかに書面によりその旨をマクニカに通知するものとします。

8. お客様の地位の変更

法人の合併によりお客様の地位の継承があったとき、合併後本属する法人もしくは合併により設立された法人について、継承したことを証明する書類を添え、お客様は継承の日から30日以内にその旨をマクニカに通知するものとします。尚、お客様の地位の変更は、Box 社の書面による同意を持って完了とします。

9. 約款の変更

マクニカは事前にお客様に告知することにより、本約款の内容を変更することができるものとします。

10. 責任の制限

- 1) マクニカは、本約款に基づき実施するエンドユーザサポートデスクを善良なる管理者の注意義務をもって行うものとします。
- 2) マクニカは、エンドユーザサポートデスク及びその対処情報に関し、如何なる保証も行わず、請求原因を問わず一切の責任を負わないものとします。

11. 終了

- 1) エンドユーザサポートデスクは、提供期間終了と同時に終了するものとし、お客様はサポートを受ける権利を失います。
- 2) マクニカはやむを得ない場合は、事前にお客様に書面通知することで、エンドユーザサポートデスクを終了することができるものとします。

12. 守秘義務

- 1) お客様およびマクニカは、Box サービスの利用に関して知り得た秘密情報を、相手方の書面による合意を得ることなく第三者に漏洩または開示してはならないものとします。また、その情報を他の目的に使用または利用してはならないものとします。なお、マクニカは、エンドユーザサポートデスクを遂行するにあたり、本約款と同等の義務を課した第三者に対し、お客様の秘密情報を開示できるものとします。
- 2) 秘密情報とは書面もしくは口頭によって当事者の一方から相手方に開示した情報をいうものです。ただし以下に該当するものは秘密情報に含まないものとします。
 - ・ 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
 - ・ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - ・ 開示の時点ですでに保有しているもの。
 - ・ 開示された情報によらずして、独自に開発したもの。

13. 一般条項

本約款の解釈および履行における正当性は日本国法により管理するものとします。

14. 合意管轄

本約款に関し訴訟が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第1審専属管轄裁判所とします。

15. 協議事項

本約款の各条項の解釈について疑義が生じたとき、または定めのない事項については双方協議の上、円満に解決するものとします。

お客様が本約款の内容に関して質問がある場合は以下住所に問い合わせることができるものとします。

マクニカネットワークス株式会社 Box 製品担当

〒222-8562 横浜市港北区新横浜1-5-5 TEL:045-476-2010 FAX:045-476-2060

1. 0版 2019年4月1 日

Box エンドユーザサポートデスクサービス申込書

マクニカネットワークスが提供するBox エンドユーザサポートデスクサービス約款に同意し、同サービスを受けることを申込み致します。

記入日 年 月 日

お客様会社名 会社名:

フリガナ:

英語名:

契約責任者 部署名:

役職:

お名前:

Email:

電話番号:

Box テナント管理者 部署名:

役職

お名前

Email:

電話番号:

契約ライセンスタイプ Enterprise Business Plus Business

契約ライセンスオプション Governance Box Zones その他 ()

契約シート数

Enterprise ID (EID)

販売代理店情報 販売代理店名:

販売代理店ご担当者名:

Email:

電話番号:

備考

マクニカ記載欄

保守番号 マクニカ確認_

Hakonnnect使用許諾書

本使用許諾書においてHakonnnectとは、Hakonnnectモジュール本体およびそれに付随する文書を指します。

Hakonnnectの購入者および使用者（以下総称して「お客様」といいます。）がHakonnnectを使用する際は、本使用許諾書に記載されているすべての条件に合意したものとみなします。

Hakonnnectを使用する権利を取得する条件として、お客様は、以下の全項目に合意するものとします。

マクニカネットワークス株式会社（以下、弊社）は本使用許諾書の条件に反しない限り、Hakonnnectの譲渡不能な非独占的な使用权をお客様に許諾します。

1. 使用許諾期間

1.1 有効期間

お客様が初めてHakonnnectをインストールした時点にて、本使用許諾書の内容に合意したものとみなします。お客様はその時点から別途お客様及び弊社間で定めるHakonnnectのサブスクリプション契約期間の終了日までHakonnnectを使用することができます。なお、本使用許諾書は、有効期間の他1.2の任意終了または1.3の自動終了により終了するものとします。

1.2 任意終了

お客様はHakonnnectおよびその一切の複製物をアンインストール、破棄することにより、いつでも本使用許諾を終了させることができます。

1.3 自動終了

もしお客様がHakonnnectの取扱について著作権法あるいはその他の法令または本使用許諾書の条項のいずれか1つにでも違反したときは、弊社からの通知なく自動的に本使用許諾書を終了するものとします。1.4有効期間が終了した場合は、理由の如何に関わらず、ただちにHakonnnectの使用を中止し、Hakonnnectおよびその一切の複製物を全てアンインストール、廃棄するものとします。

2. 使用权の範囲

Hakonnnectは、別途弊社または弊社の二次代理店から購入しご契約いただくBoxテナントと連携する場合のみ使用することができます。連携するBoxテナントが同一の場合に限り、複数台のサーバーにインストールしてご利用いただくことが可能です。

3. 免責

3.1 Hakonnnectはおお客様に対して現状有姿で使用許諾されるものとし、弊社は明示的、黙示的を問わず、商品性の保護、信頼性、第三者の知的財産権等の権利に対する非侵害性、あるいは特定目的に対する適合性、その他一切の保証を行わないものとします。

3.2 弊社は、Hakonnnectに関して瑕疵（バグを含むがこれに限られない）がないことを保証せず、Hakonnnectの使用中に発生した瑕疵について修正する責任を負いません。

3.3 弊社は、Hakonnnect自体、Hakonnnectに関する権利、お客様がHakonnnectを使用したこと、またはHakonnnectの使用できないこと等により生じた直接的または間接的な損害（データの喪失、その他情報の喪失、データの可変、業務の中断などによる損害を含むがこれらに限られない）その他一切の損害について、いかなる場合においても請求原因を問わず、お客様に対し何らの責任を負いません。

4. 著作権などの帰属

4.1 Hakonnnectは、弊社が著作権を保有している貴重な財産であり、日本国著作権法その他関連する知的財産権に関する法律により保護されています。お客様は弊社の著作権を含む知的財産権を侵害してはなりません。

4.2 お客様は、本使用許諾書におけるHakonnnectの使用权のみを取得し、Hakonnnectの著作権その他いかなる権利も取得・許諾されるものではないことに同意します。

5. 禁止条項

5.1 お客様は、Hakonnnectが弊社の重要な営業的および技術的秘情報を含んでいることを認め、当該営業的および技術的秘情報を秘密に保持し、第三者に開示しないことに同意するものとします。

5.2 お客様は、本使用許諾書で許諾される以外、Hakonnnectの全部または一部について、いかなる形態によっても使用、複製、翻案、改変、組合せ、解析、逆コンパイル、逆アセンブル等のリバース・エンジニアリングをしないことに同意するものとします。

5.3 お客様は、Hakonnnectを弊社の事前の書面による承諾なく第三者に開示、売却、譲渡、貸与、再販、リース、サブライセンスの提供およびHakonnnectの派生著作物の作成をすることはできません。

6. その他

6.1 Hakonnnectに関する法的問題については、日本法が適用され、日本の裁判所が専属管轄権を有しています。

6.2 Hakonnnectを日本国法およびそれに準ずる政令などにより禁止された国あるいは地域への持ち出し、利用はできないものとします。

6.3 本使用許諾書に定めのない事項もしくは、本使用許諾書に疑義が生じた場合には、両当事者別途協議の上、対応を決定するものとします。

6.4 お客様は、弊社の事前の書面による同意なくして、いかなる第三者にも、本使用許諾書に基づく権利を譲渡してはならないものとします。

6.5 本使用許諾書は、お客様と弊社間で締結する取引基本契約書等その他如何なる契約に優先して適用されるものとします。

2019年6月作成

マクニカネットワークス株式会社

Box製品担当

〒222-8562横浜市港北区新横浜1-5-5

TEL:045-476-2010

FAX:045-476-2060